

高年齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主に支給される

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

高年齢者雇用環境整備支援コース

高年齢者の雇用の安定のために以下の雇用環境整備の措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

- ・ 機械設備、作業方法又は作業環境の導入または改善
- ・ 賃金、能力評価、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入及び健康管理に関する制度の導入

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めのある廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置に応じて費用の一部を助成します。

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者を転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。

詳しくは

<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>

問い合わせ先

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 高齢・障害者業務課
〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内
TEL: 083-995-2050